

内閣総理大臣認定 適格消費者団体

特定非営利活動法人

# 佐賀消費者 フォーラム



みなさまの情報が  
消費者被害を防ぎます



Saga Consumer's Forum

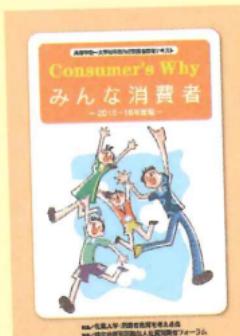
# わたしたちの活動

## ● 悪質業者への申入れおよび不当約款などへの差止請求

弁護士、司法書士、消費生活相談員、消費者が、皆様からの情報をもとに調査・検討を加えて、悪質な事業者に対して業務改善の申し入れを行います。改善が見られない場合、不当約款・不当勧誘などに対し、裁判での差止請求も行います。

## ● 消費者教育推進や啓発

毎年、シンポジウムを開催するほか、消費者のための教育テキストを作成、配布しています。



高校・大学生向け  
テキスト『みんな  
消費者』を佐賀大  
学と共同で作成。  
WEBサイトでも  
公開しています



## ● 消費者団体や行政とのネットワークづくり

消費者被害防止・救済や啓発活動を行う消費者団体との勉強会や行政が行う協議会、また啓発活動に参加しています。

## ● 消費者政策に関する提言

2004年8月に消費生活に係る条例改正の提言を行い、これが「佐賀県民の安心安全な消費生活に関する条例」（2005年3月24日）として結実しました。

### 【これまでの主な提言】

- ・判断能力不十分者の契約被害予防・救済（2005年）
- ・多重債務問題解決のための諸施策（2006年）
- ・多重債務問題のセーフティネット拡充（2008年）

活動を支えてくださる会員の方を募集しています

# 適格消費者団体とは

事業者の不当な行為を裁判で差止請求できる組織です

～申入れ・差止請求の流れ～

被害発生 → 情報提供 → 適格消費者団体

## 情報収集

被害事例、事業者の不当な行為に関する情報を集める  
消費者からの情報(TEL、FAX)を受けたり、アンケートを行ったりして被害事例や事業者の不当な行為などの情報を収集します。改善申し込みや、意見・提言に役立てます。

## 分析・検討

問題事例について専門家が分析、検討

多方面の専門家で構成された検討委員会(弁護士・司法書士・研究者・消費生活相談員など)が、改善を申し入れるかを検討します。

## 申入れ・差止請求

事業者に対して改善申し込み・差止請求

法律上問題があると判断した場合は、事業者に対して「質問」「改善申入れ」「差止請求」などを行います。

改善されなければ

改善されれば

## 差止請求訴訟

## 活動終了

## 和解・判決等

## 公表

申入れの内容や回答など団体のウェブサイトで情報公開

## 消費者団体訴訟制度の対象

### 1. 不当な勧誘や不当な契約条項

(消費者契約法)

#### 不当な勧誘

- うそを言って契約させる
- 絶対もうかるなど不確実なことを断定的に言う
- 消費者に不利益なことを説明しない

#### 不当な契約条項

- 「事業者はいかなる場合も一切損害賠償を負わない」などとする条項がある
- 消費者が解約した場合、「一切返金しない」などとする条項がある

### 2. 消費者を誤認させるような不当な表示

(景品表示法)

#### 優良誤認

実際より優れた内容であるかのような表示

#### 有利誤認

取引条件が有利であるかのような表示

### 3. 特定の取引における不当な行為

(特定商取引法)

特定商取引法の対象となる取引は、全部で7つです

訪問販売

通信販売

電話勧誘販売

連鎖販売取引

特定継続的役務提供

業務提供誘引販売取引

訪問購入

- インターネットなどで商品の性能、品質などについて事実と著しく異なる広告
- 電話で一方的に商品をすすめるなど脅迫めいた勧誘

### 4. 食品表示基準への違反行為

(食品表示法)

食品関連事業者が、食品の名称、アレルゲン、保存の方法、消費期限、原材料、添加物、栄養成分の量若しくは熱量又は原産地について著しく事実に相違する表示をする行為



特定非営利活動法人  
佐賀消費者フォーラム  
入会申込書

「特定非営利活動法人 佐賀消費者フォーラム」へ入会を申し込みます

申込日	年 月 日	記入者	
会員種別	該当する会員種別の□にチェックを記入ください。		
	<b>正会員</b> 佐賀消費者フォーラムの目的に賛同して入会する個人および団体 <input type="checkbox"/> 個人正会員 <input type="checkbox"/> 団体正会員		
申込者名			
住所			
連絡先 団体の方は こちらも ご記入ください	電話番号		
	メールアドレス		
	ご担当者名		
	所属部署名		
加入 口数 (年会費)	□ 円		
	<b>正会員</b> 個人(1口以上) 1口2,000円 団体(5口以上) 1口2,000円		
	<b>賛助会員</b> 個人(1口以上) 1口1,000円 団体(5口以上) 1口1,000円		
	会費の振込先 佐賀銀行鳥栖支店 普通預金 口座番号2044650 口座名義：特定非営利活動法人佐賀消費者フォーラム		

【お問い合わせ先】事務局 TEL 0952-37-9839  
FAX 0952-37-9859

# 消費者110番

## — 情報をお寄せください —

皆さまから寄せられた情報が  
消費者被害の予防につながります

「特定非営利活動法人佐賀消費者フォーラム」では、消費者被害の実態を把握しトラブルを未然に防ぐため、消費者のみなさんから『契約や解約に関する被害情報』を受け付けています。

お寄せいただいた情報は過去のデータなどをもとに分析して検討します。不当な契約条項や勧誘行為が判明した場合には、それらを中止・是正するよう、事業者に対して申し入れなどを行います。

### 連絡・情報提供先

内閣総理大臣認定 適格消費者団体

特定非営利活動法人 **佐賀消費者フォーラム**

〒840-0804 佐賀県佐賀市神野東4丁目1-31  
アパートメント12 103号室

**TEL 0952-37-9839**

**FAX 0952-37-9859**

E-mail **scf@forest.ocn.ne.jp**

### ウェブサイトからの情報提供



WEBサイト

ホーム画面

▼  
消費者110番

<http://www.saga-consumersforum.or.jp>